

政治資金規正法の一部を改正する法律案【概要】

(国会議員に係る政治資金の世襲の制限)

1 政治団体の代表者の異動の制限

国会議員（候補者及び候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）が引退したとき（引退表明をしたときを含む。）又は死亡したときに、国会議員関係政治団体（※1）の代表者を配偶者又は三親等内の親族（※2）に引き継ぐことを禁止する。

※1 国会議員関係政治団体

- ・ 国会議員が代表者である資金管理団体その他の政治団体
- ・ 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（いわゆる後援会等）
- ・ 国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員が代表者である支部（いわゆる選挙区支部）

※2 三親等内の親族

- ・ 自己又は配偶者の子・孫・曾孫、兄弟姉妹、甥・姪（これらの配偶者も含む。）
- ・ “ ” の父母、伯叔父母、祖父母、曾祖父母

2 政治団体の寄附の制限

- 国会議員関係政治団体が、以下のA・B・C①に寄附することを禁止する。
- あわせて、国会議員関係政治団体でなくなった後10年を経過していない政治団体が、以下のA・B・C②に寄附することを禁止する。

A : 当該国会議員の配偶者又は三親等内の親族個人

B : 上記Aの国会議員関係政治団体

C①: 引退表明した当該国会議員（現職）本人

C②: 引退した当該国会議員本人

【施行期日】 公布後1月を経過した日